



資料 5

ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会
利用環境WG(第2回)

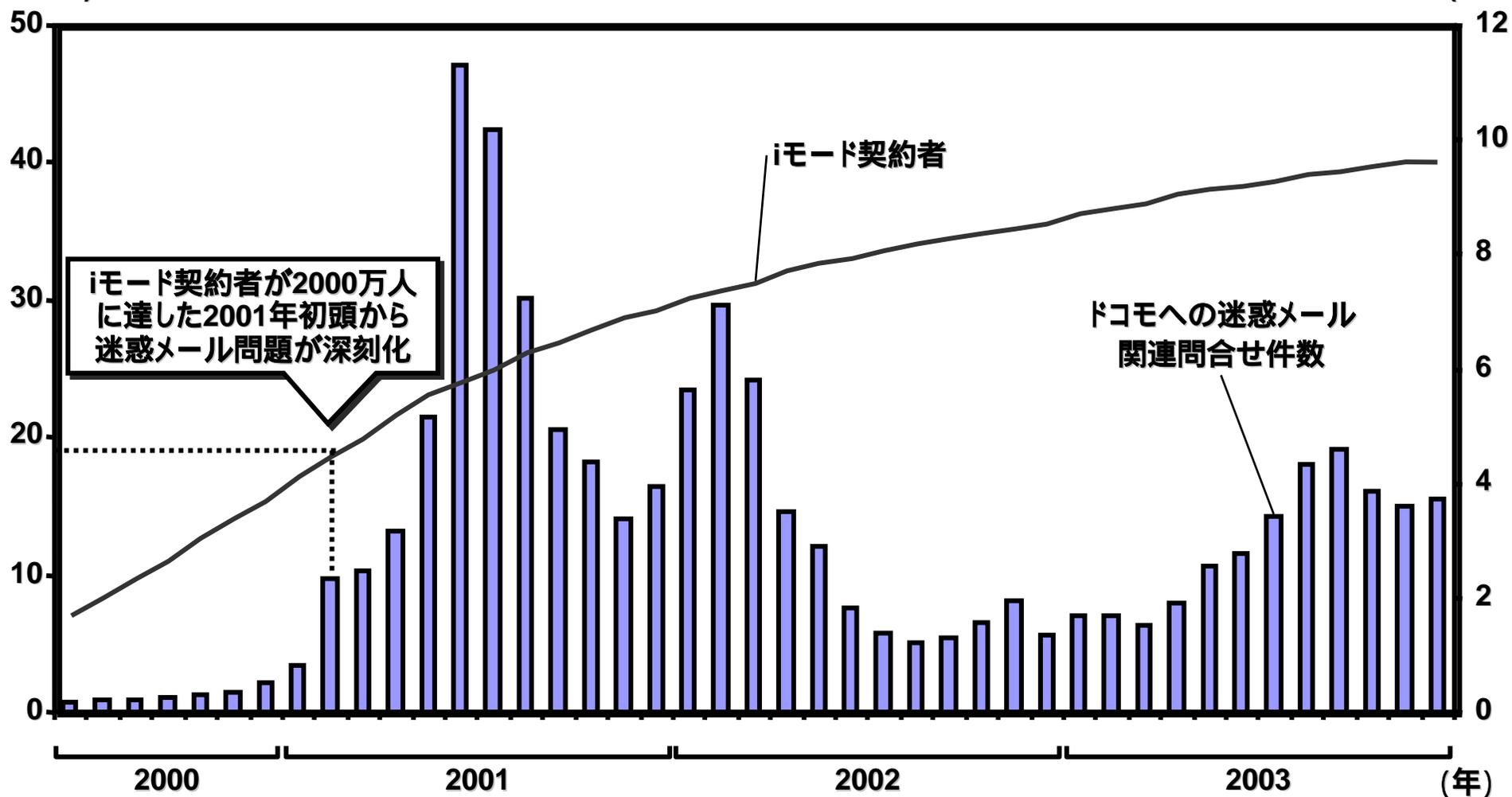
NTTドコモにおけるお客様保護対策

平成16年4月9日(金)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
取締役ユビキタスビジネス部長
三石 多門

迷惑メール問題の状況

iモード
契約者数
(百万人)

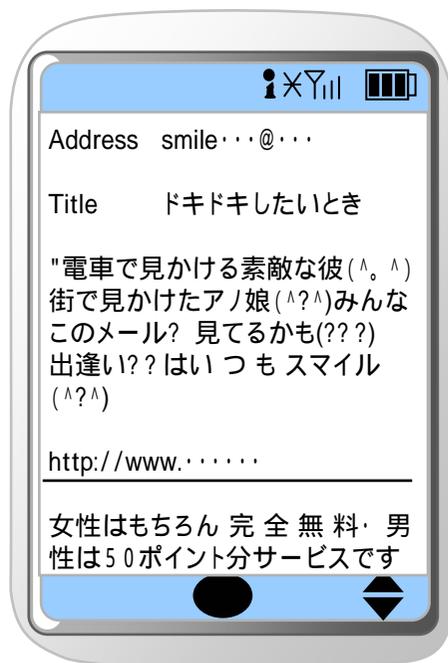
ドコモへの迷惑メール
関連問合せ件数
(千件)



iモードへの迷惑メール

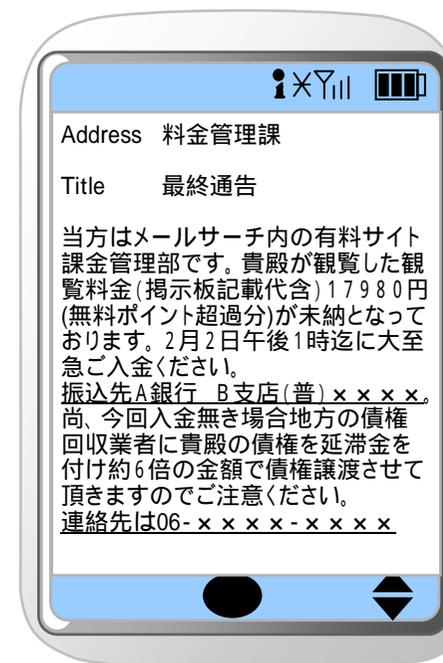
iモードへの迷惑メールの内容は、悪質出会い系サイトの広告と架空請求

悪質出会い系サイト広告



- サイトへの誘引
- 悪質出会い系サイトのURL

架空請求



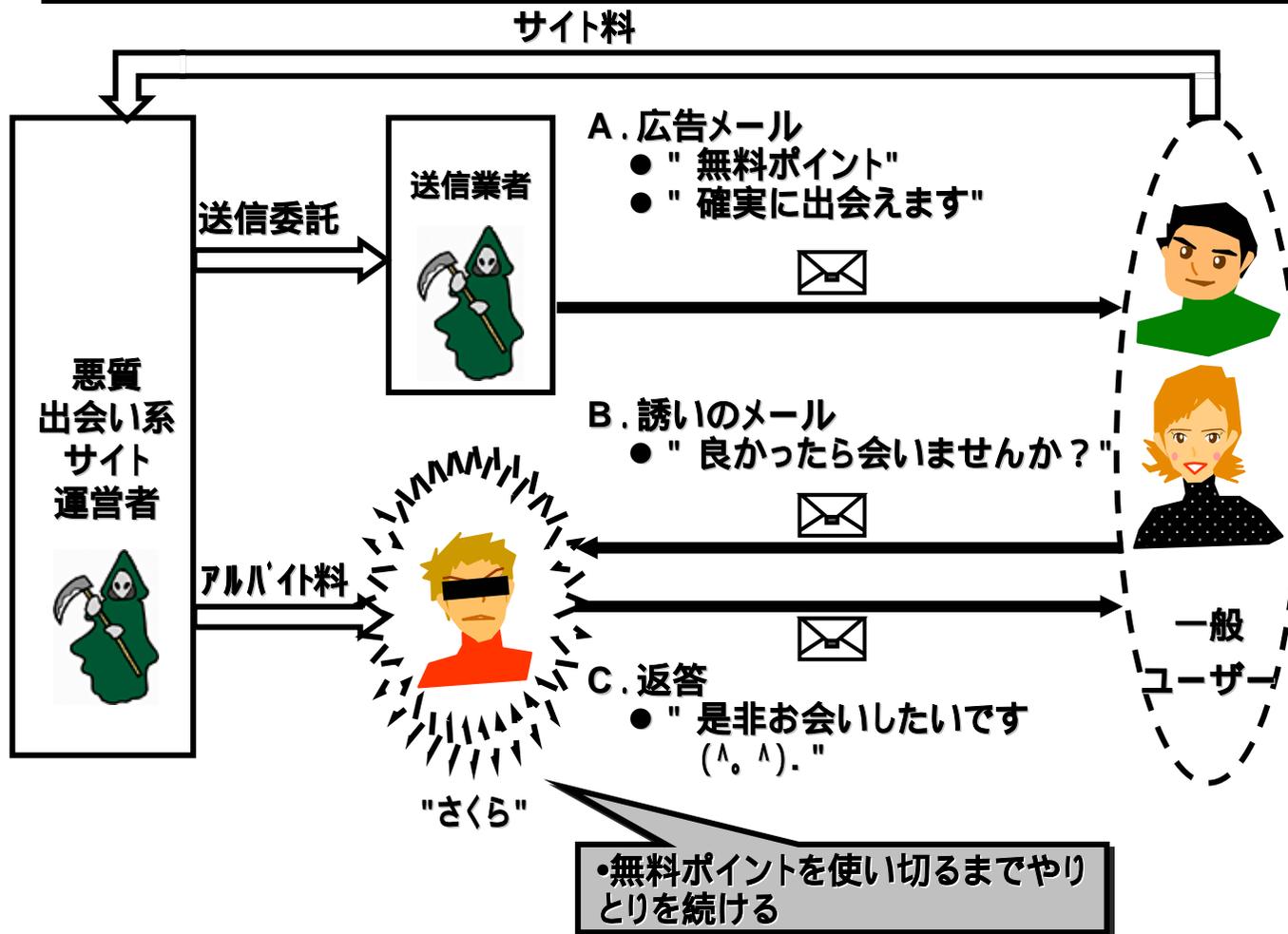
- 脅迫的内容
- 振込先口座、連絡先電話番号

悪質出会い系サイトのビジネスモデルと収益構造

"悪質出会い系サイト運営者" は、"さくら" を巧みに利用し一般ユーザーを有料会員化することで莫大な利益をあげている

ビジネスモデル

収益構造

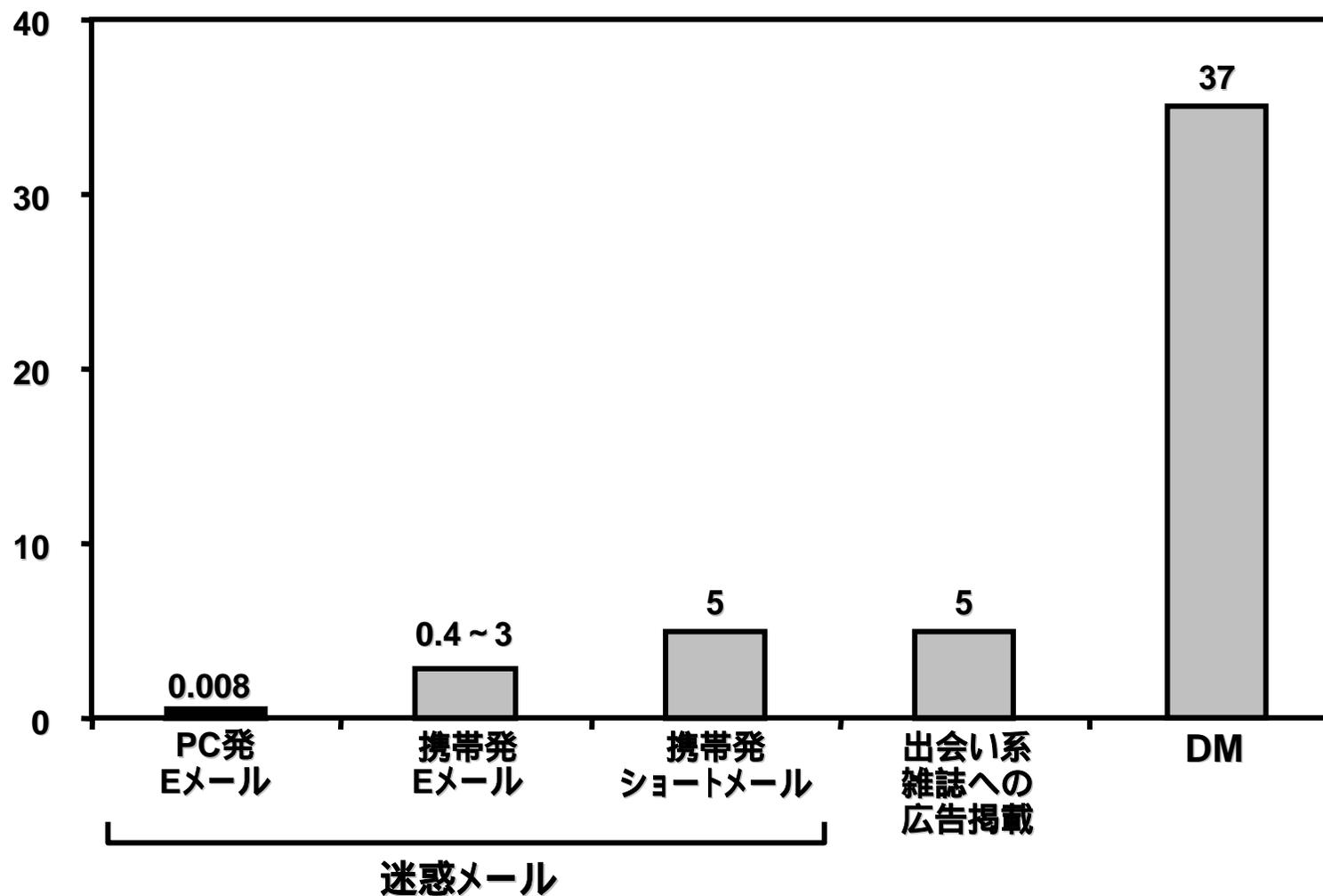


" 1サイト運営に100万円の投資で、年間600万円の利益。 "

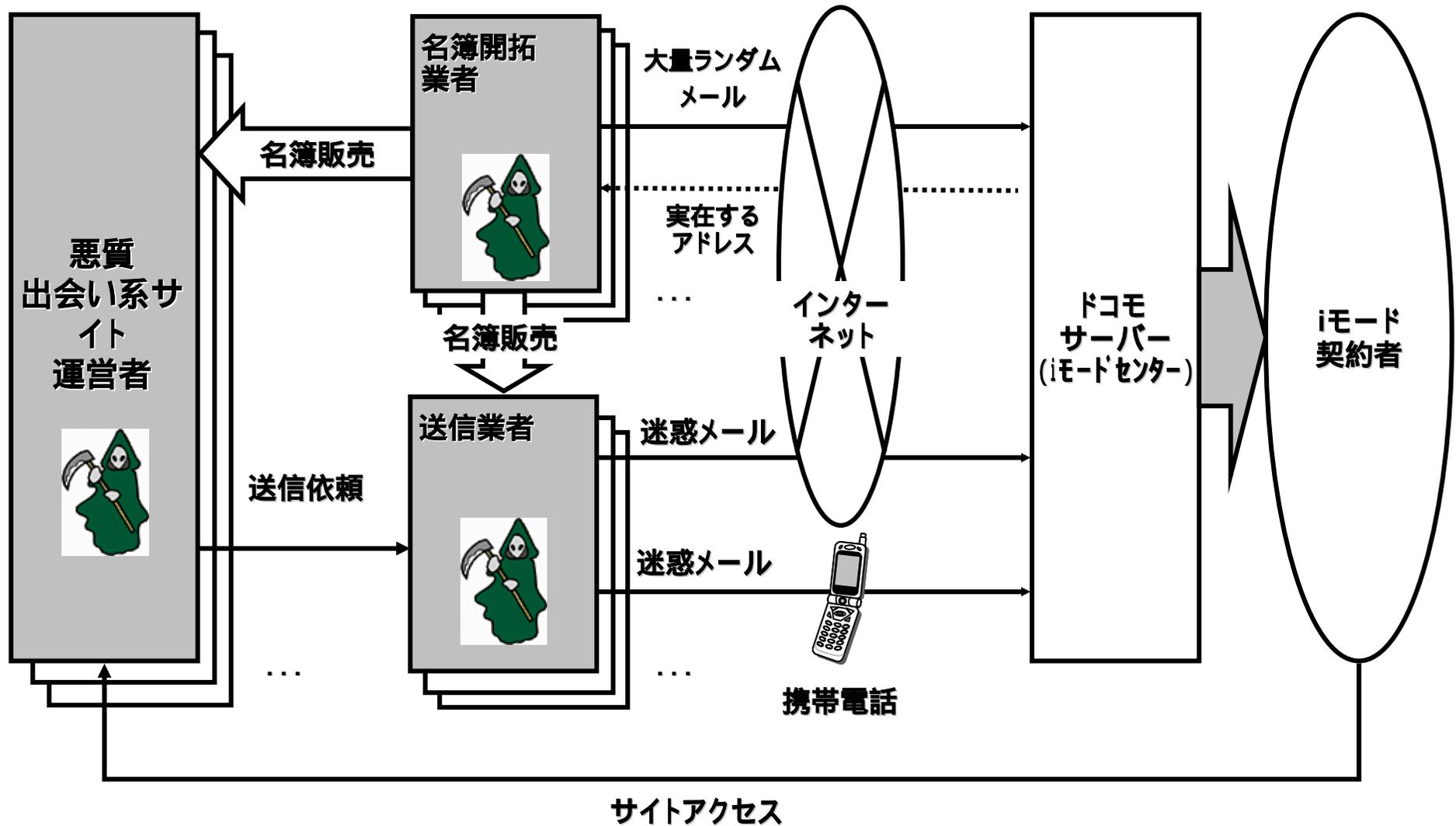
" 多くの悪質出会い系サイト運営者は数十のサイトを運営。 "

迷惑メールは最も安価な広告手段

送信コスト
(円/メール,部)

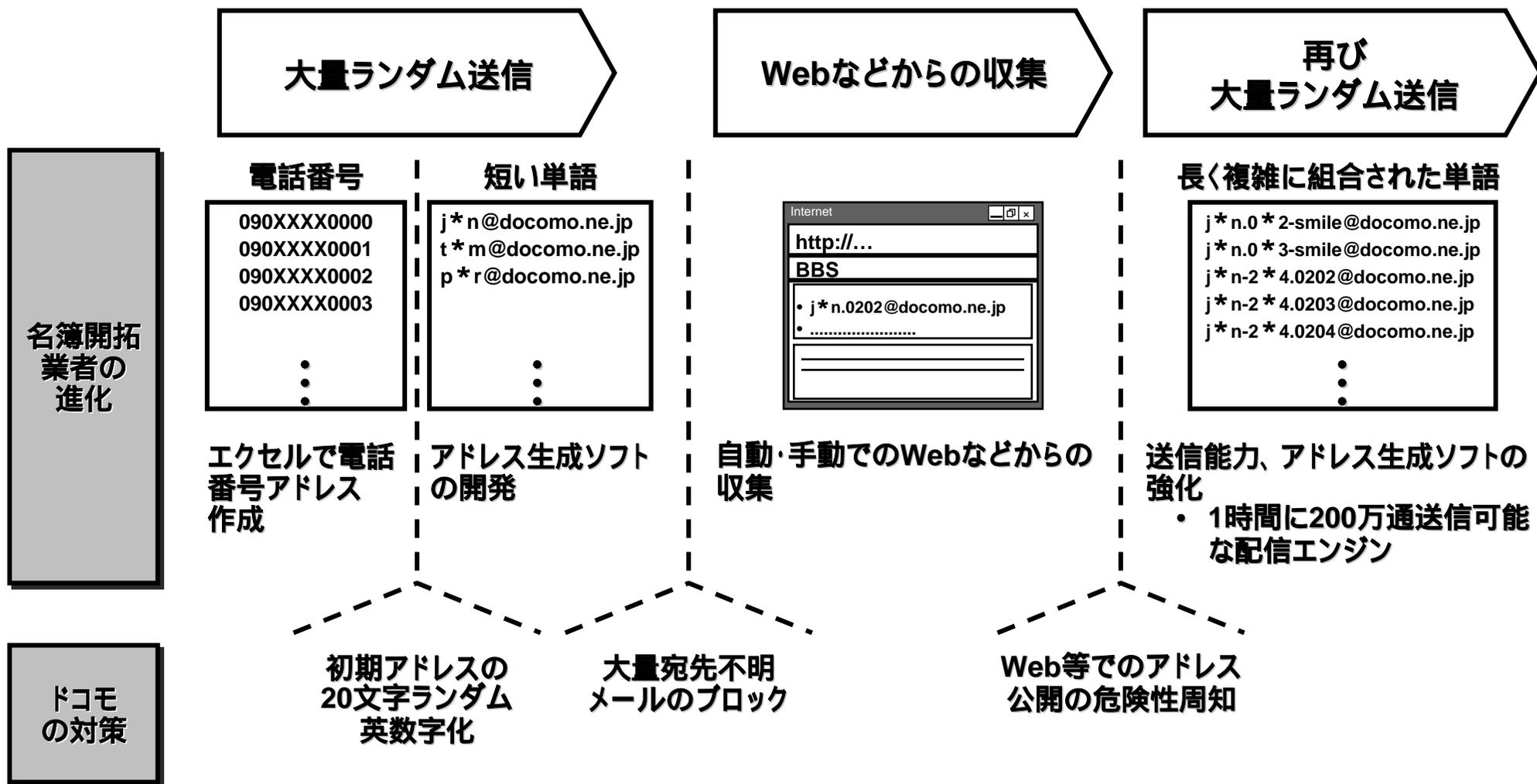


業界構造



名簿開拓業者の進化

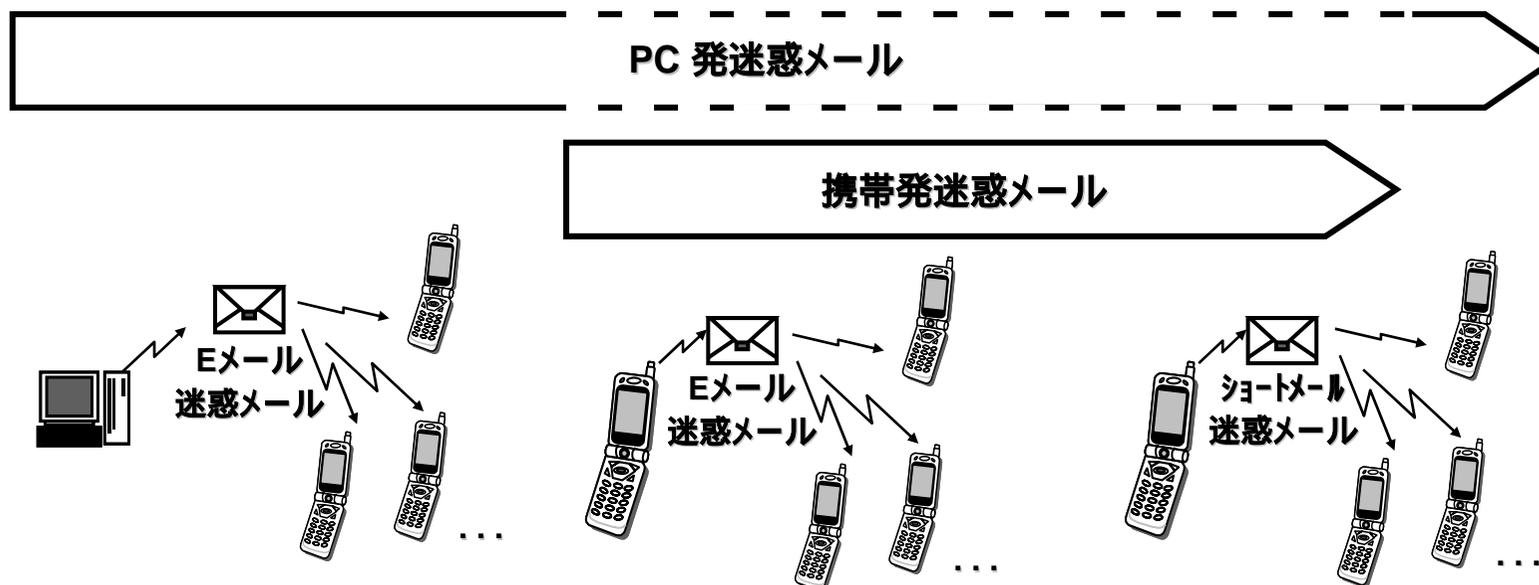
ドコモの対策にも関わらず、名簿開拓業者の技術も "進化" し続けている



送信業者の進化

送信業者も、あらゆる手段を駆使し送信を続けている

送信業者の進化



ドコモの対策

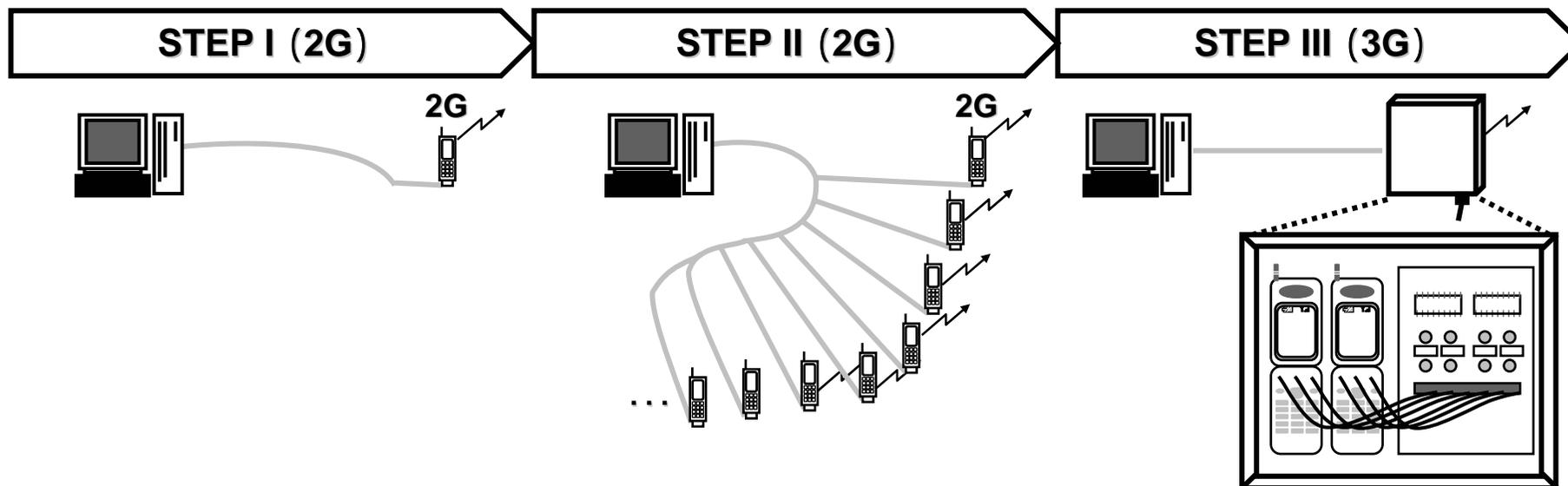
ドメイン指定受信機能の提供

Eメール迷惑メール送信
移動機の利用停止

移動機からの送信数上限設定
(1,000通)

ショートメール迷惑メール送信
移動機の利用停止(予定)

携帯発大量送信システムの進化



システム概要

- PCと2G端末1台を公開されている外部インターフェースと接続
- PCと2G端末複数台を公開されている外部インターフェースと接続
- 3G端末を分解し送信システムを構築
 - 3G端末は外部インターフェース未公開

送信コスト

- 3円 / メール
- 3円 / メール
- 0.4円 / メール

技術的側面以外のドコモの取組み

ドコモの取組み

"送信元を断つ"

日本初の訴訟

- 損害賠償請求
- 送信差し止め請求

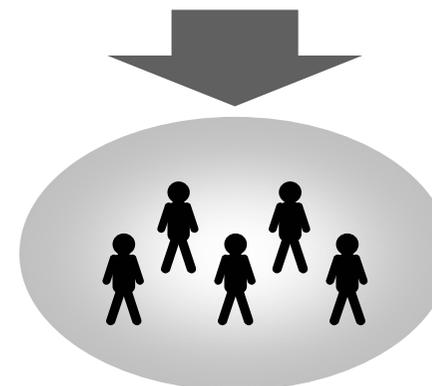
迷惑メール送信移動機の利用停止
立法支援



迷惑メール業者

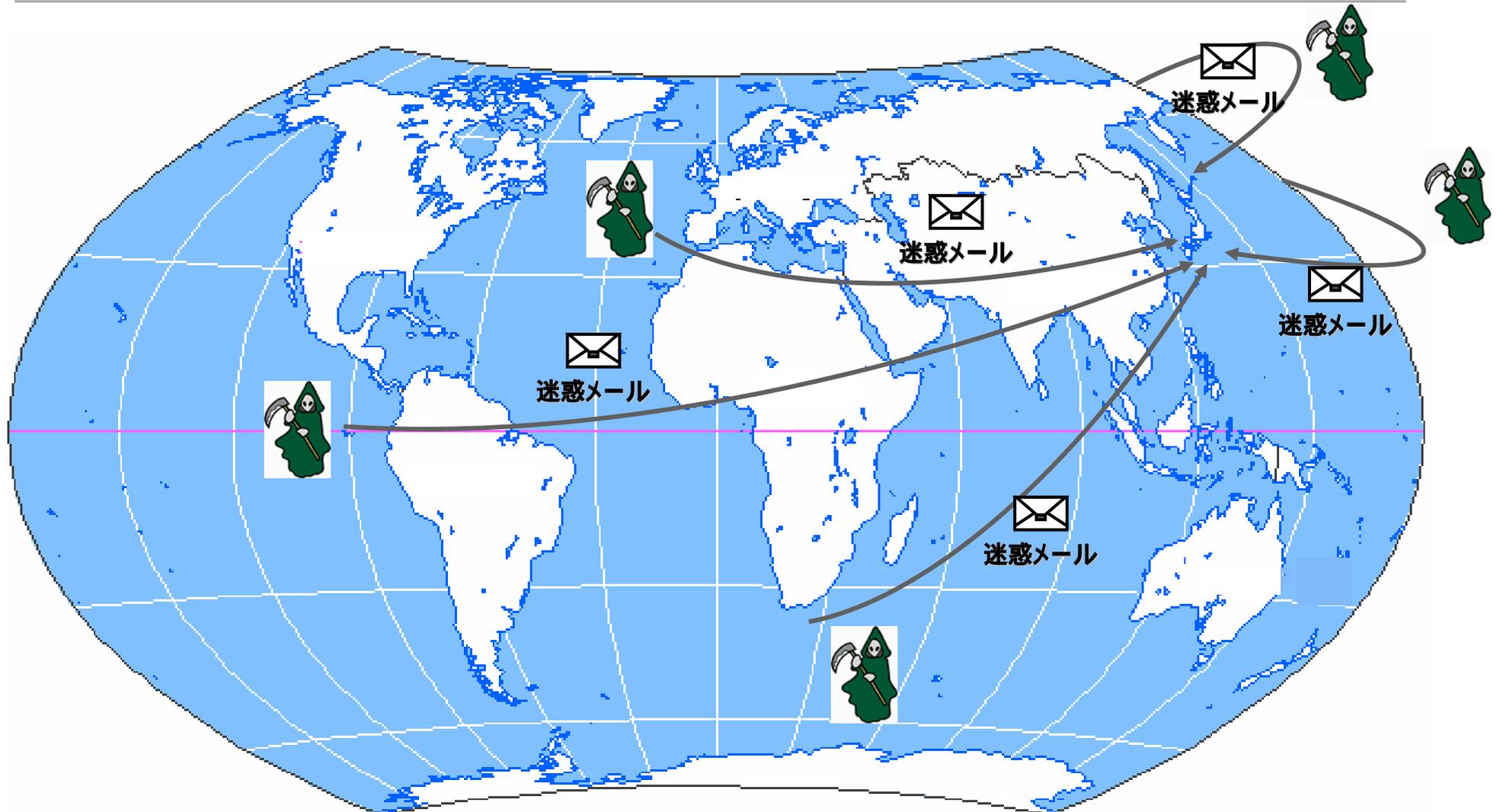
"ユーザーへの拒否機能周知"

ユーザーへの継続的な拒否機能提供
マス広告などによる周知



iモード契約者

今後の検討課題



国境を越えた自主規制と法的対応が必要

マナーについて(社会責任の訴求)

具体的取り組み

公共のマナー、カメラ使用時のプライバシー配慮、自動車運転中の使用注意等、携帯電話使用時のマナー喚起を各メディアで訴求。

事業者合同でのマナー喚起ポスター制作を実施。

媒体	実施時期	テーマ
テレビ	2003年7月～2004年3月	公共のマナー、カメラマナー
ラジオ	2003年6月～2004年3月	公共のマナー、カメラマナー
新聞(7段)	2003年7～11月(毎月)	公共、カメラマナー、運転中
新聞(2段)	2003年9月～2004年3月(毎月)	公共、カメラマナー、運転中
ポスター	2004年2月	カメラマナー(事業者合同施策)
請求書同封物	2003年4月～2004年3月(毎月)	公共、カメラマナー、運転中
ホームページ	通年	公共、カメラマナー、運転中

新聞 マナーを手紙風に7段展開

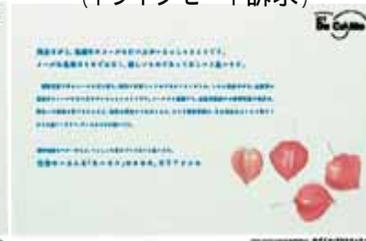
マナー「心つかい」
篇
(マナーモード訴求)



「カメラ付ケータイ」
篇
(カメラマナー訴求)



「運転中マナー」篇
(ドライブモード訴求)



「美術館」篇
(公共のマナー訴求)



「カメラ付ケータイ」篇
(カメラマナー訴求)



「我が家のちょっといい話」2段広
告
(ドライブモード訴求)



テレビ マナー「カメラマナー」篇



ポスター
(事業者合同施策)



2004年2月実施

迷惑メール賠償命令

東京地裁 送信業者に初

ドコモ請求
通り650万

携帯電話のインターネットサービスを利用した「迷惑メール」で損害を受けたとして、NTTドコモがメール送信業者「スクープ」(東京)を相手取り、約六百五十万円の賠償を求めた。東京地裁が二十五日、東京地裁であった。藤原俊二裁判官は「被告は、原告から警告を受けた後も故意にメールの大量送信を継続し

ており、悪質」と述べ、請求通りの支払いを命じた。迷惑メールを巡り、送信業者に損害賠償が命じられたのは初めて。迷惑メールは、業者が勝手に考えたアドレスに大量送信されることも多く、ドコモなどの電話会社が通信料を回収できない事態が生じていた。

判決によると、スクープは昨年三月、あて先不明のNTTドコモ側は判決後、東京・霞が関の司法記者クラブで会見し、「同様の迷惑メール業者十数社に対しても法的措置を検討していきたい」と語った。ドコモによると、この数年、あて先不明メールは一日七八億通に上るといふ。

迷惑メール賠償命令

地裁判決 業者がドコモに損害

携帯電話のサービスを利用した大量のメール送信により損害を被ったとして、NTTドコモが東京都内のプロバイター業者に損害賠償を求めた訴訟の判決が二十五日、東京地裁であり、藤原俊二裁判官は請求通り約六百五十万円の支払いを命じた。ドコモによると、いわゆる迷惑メールの送信業者に対する損害賠償請求が認められたのは初めてという。

昨年三月、ドコモの「特定接続サービス」を契約、これを悪用して同四月から五月にかけての約五十日間に計四百四万通、あて先不明のメールを送信した。同サービスは専用接続でメールを送受信しやすくしており、利用規約で大量のあて先不明のメールの送信を禁じていた。

藤原裁判官は、業者が規約を十分認識していたと認定。「メールの通信料は受信者に課せられた」として、業者が「迷惑メール」を送信し、被害者であるドコモに損害を与えたとして、賠償を命じた。

ドコモは、今回と同じサービスを悪用している送信業者十数社についても、同様の訴訟を検討。ただ、それ以外の迷惑メールの方が圧倒的に多く、「対策を強化していきたい」としている。